

農林水産商工常任委員会資料

(平成26年1月21日)

| 項目 | ページ |
|---|-----|
| 1 タイ・鳥取中小企業連携促進フォーラムの概要について 【商工政策課、経済産業総室(通商物流室) 雇用人材総室(労働政策室)】 | 1 |
| 2 とっとりバイオフロンティアに係る指定管理候補者審査委員会の審査結果について 【経済産業総室(産業振興室)】 | 3 |
| 3 「年末の総合相談窓口」の結果について 【雇用人材総室(労働政策室・就業支援室)、 経済産業総室(経営支援室)】 | 6 |
| 4 働く人が活躍しやすい職場環境の実現へ向けた要請について 【雇用人材総室(労働政策室)】 | 7 |
| 5 鳥取県及び岡山県による共同アンテナショップの開設に関する協定の締結について 【市場開拓課】 | 8 |

商工労働部

タイ・鳥取中小企業連携促進フォーラムの概要について

平成26年1月21日
商工政策課
経済産業総室通商物流室
雇用入材総室労働政策室

平成25年11月12日締結したタイ工業省との覚書(MOU)の趣旨を踏まえ、県内企業とタイ現地企業との効果的な連携・マッチングを図る取組の第一歩とするため、タイから関係者を招き下記のとおりタイ・鳥取中小企業連携促進フォーラムを開催した。

また、これに併せて、県内企業視察や交流会、知事への表敬訪問等を行った。

1 県訪問団一覧

| | | |
|------------------|--------------------------|------------------------------|
| タイ政府 | 工業省産業振興局 堀野産業開発部 | パヌワット部長 |
| | 工業省産業振興局 ビジネスオポチュニティセンター | パサコーン所長 |
| | " | 藤沼 JICA シニアボランティア |
| 在日タイ大使館 工業参事官事務所 | | バウォン公使参事官 |
| 経済団 | タイ堀野産業振興協会 | ソムキアット会長 (SCC TECH 社長) |
| | " | チャーンチャイ氏 (S.P METAL PART 社長) |
| | " | ジッティワッタナー氏 (TKC Progress 社長) |
| | " | ターラッダード氏 (専属通訳) |
| | タイ中小企業診断士 | カーンパークプーム氏 |
| | " | スパシット氏 |

※タイ堀野産業振興協会：タイ国内の下請け企業の団体。加盟企業数は340社。

2 フォーラム概要

- (1) 日 時 1月14日(火)午後2時30分～4時30分
(2) 場 所 ホテルモナーク鳥取「仁風の間」(鳥取市永楽温泉町403)
(3) 参 加 者 約40名

【内訳】県訪問団

県内企業 (鳥取メガシステム、大真空、アイム電子、ダイヤモンド電機など十数社)
一般財団法人日本立地センター 徳増(とくます) 専務理事
足立国際経済顧問
鳥取県産業振興機構 金田理事長
鳥取県戦略産業雇用創造プロジェクト推進協議会メンバー 等

(4) 結果概要

今後、技術の融合などによる新たなコンテンツを生み出していく仕組みづくりのため、タイ工業省と県商工労働部を窓口にしたお互いの技術レベルの調査を進めることや、人材交流や人材育成を協力して進めて行くことについての方向性等の意見交換を行った。

【タイ側企業】

- トヨタ生産方式はタイでも取り組んでいるが、技術面では日本企業に比べまだ弱いので、協力関係を築いていきたい。
- タイの企業と日本の企業が協力して開発を行っていくことは良い方向と考える。

【県内企業】

- タイの技術者を受け入れて交流・育成するような、草の根的なことから行っていきたい。
- ものづくりは人づくりであり、自社研修センターの活用などで人材育成や交流を行っていきたい。

3 交流会概要

- (1) 日 時 1月13日(月)午後6時～7時30分
(2) 場 所 ホテルモナーク鳥取「鳳翔の間」(鳥取市永楽温泉町403)
(3) 参 加 者 約30名

【内訳】県訪問団

タイ国家経済社会開発委員会 松島政策顧問
県内企業(気高電機、鳥取エナジム、ナノオプトニクスエナジー、山陰合同銀行)
足立国際経済顧問
鳥取県産業振興機構 金田理事長
鳥取県戦略産業雇用創造プロジェクト推進協議会メンバー 等

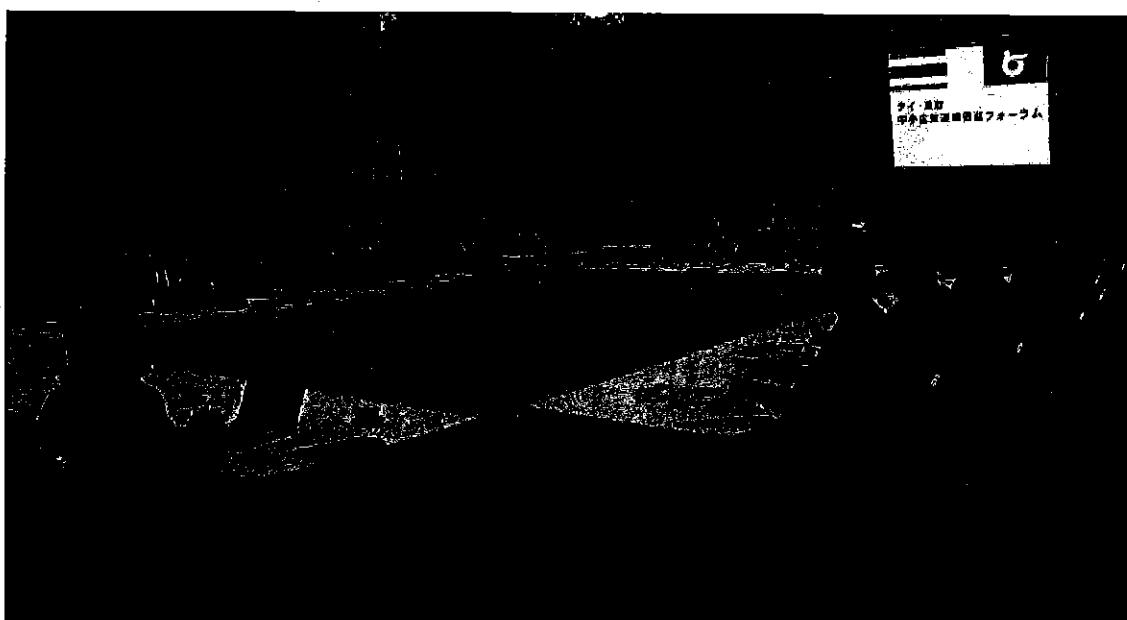
4 知事表敬訪問概要

- (1) 日 時 1月14日(火)午前11時～11時30分
(2) 場 所 知事公邸 第1応接室

5 企業視察概要

- (1) 視 察 日 1月13日(月)から15日(水)
(2) 視 察 先 (株)ナノオプトニクス・エナジー、寿製菓(株)、(株)大真空鳥取事業所、
(株)鳥取メカシステム、(株)ジャパンディスプレイ、(株)明治製作所

(フォーラムの様子)



とっとりバイオフロンティアに係る指定管理候補者審査委員会の審査結果について

平成26年1月21日
経済産業総室
産業振興室

とっとりバイオフロンティア（以下「バイオフロンティア」という。）の指定管理候補者について、鳥取県商工労働部指定管理候補者審査委員会（以下「審査委員会」という。）で審査した結果は次のとおりでした。

1 指定管理候補者（指名）

法人名 公益財団法人鳥取県産業振興機構

代表者 代表理事理事長 金田 昭

所在地 鳥取市若葉台南七丁目5番1号

（指名理由）

当該施設の管理運営については、単なる施設の貸し出しだけでなく、バイオ関連分野に関する新技術の実用化、新製品の研究開発等利用者の事業化支援やバイオ専門人材の育成等に、鳥取大学及び県と連携しながら取り組んでいくことが必要である。

同機構は、これまで文部科学省の地域イノベーション戦略支援プログラム（产学研共同研究開発に係る競争的資金）の中核機関として产学研官の調整役としての実績や、県内企業の事業化支援、人材育成等の企業支援活動に基づく豊富な知識・ノウハウ等を有し、適切な管理運営が行われているため。

2 指定期間

平成26年4月1日から平成31年3月31日まで（5年間）

3 委託料の額

571,495千円 （債務負担行為額 571,495千円）

〔参考〕単年度委託料の額

| | |
|--------|-----------|
| 平成26年度 | 115,905千円 |
| 平成27年度 | 115,905千円 |
| 平成28年度 | 115,905千円 |
| 平成29年度 | 113,350千円 |
| 平成30年度 | 110,430千円 |

4 審査結果

とっとりバイオフロンティアの指定管理者の指定にあたっては、上記法人について、指定手続条例第5条の基準に基づき、管理の基本的な考え方の適合性、施設の設置目的に沿ったサービス等の内容、収支計画、組織体制、法人の経営基盤等を総合的に審査した結果、施設の設置目的を十分理解した事業検討がなされている点をはじめ、利用者ニーズに基づいたサービス向上策、収支計画、経営基盤、組織体制等も全般的に適切と判断され、指定管理候補者として適當と認められる。

5 審査の経緯

（1）審査委員

| 氏 名 | 所 属 等 |
|-------------|-------------------------|
| 児玉 基一朗（委員長） | 国立大学法人鳥取大学農学部生物資源環境学科教授 |
| 宮脇 利之（副委員長） | 税理士 |
| 和田 あけみ | 米子商工会議所女性会副会長 |
| 佐倉 千尋 | 鳥取県衛生環境研究所保健衛生室室長補佐 |
| 網濱 基 | 鳥取県商工労働部経済産業総室長 |

(2) 開催経緯

- ア 第1回審査委員会：平成25年11月22日（金）
指定管理者制度及びバイオフロンティアの概要説明、審査要項・審査項目等の審議
- イ 第2回審査委員会：平成25年12月26日（木）
面接審査の実施後、採点及び採点結果の審議、指定管理候補者としての適否を決定

(3) 選定基準

| 番号 | 審査基準 | 審査項目 | 配点 |
|----|---|---|----------|
| 1 | 施設の平等な利用を確保するのに十分なものであること。 (指定手続条例第5条第1号) | ○管理の基本的な考え方の適合性 (施設設置目的の理解、管理運営の方針等) | 配点なし(必須) |
| 2 | 施設の効用を最大限に發揮させること。 (指定手続条例第5条第2号) | ○施設の設置目的に沿ったサービス・事業の内容 ・利用者の総合支援業務の考え方・内容 ・バイオ人材育成事業の考え方・内容 ・サービスの向上策と利用促進に向けた取組 ○管理の基準 開館時間、休館日、利用料金等の設定、個人情報保護、情報の公開 ○施設設備の維持及び衛生管理の水準 ○事故・事件の防止措置、緊急時の対応 ○利用者等の要望の把握 | 50点 |
| 3 | 管理に係る経費の効率化が図られるものであること。 (指定手続条例第5条第2号) | ○収支計画及び見積内容 | 16点 |
| 4 | 管理を安定して行うために必要な人員及び財政的基礎を有しております、又は確保できる見込みがあること。 (指定手続条例第5条第3号) | ○組織及び職員の配置等 ○法人等の財政基盤、経営基盤 ○現在の施設職員の継続雇用に関する方針 ○関係法令に係る監督行政機関からの指導等の状況 ○法人等の社会的責任の遂行状況 障害者雇用、男女共同参画推進企業の認定、ISO・TEASの認証 ○当該施設の管理運営状況の実績評価 | 34点 |

(4) 審査結果（面接審査及び書類審査）※点数は審査会出席委員5名の平均

| 番号 | 審査基準 (配点) | 審査結果 | 主な審査意見 |
|----|--------------------------------------|-------|--|
| 1 | 施設の平等な利用を確保するのに十分なものであること。 (適／不適) | 適 | ○設置目的をよく理解しており、管理運営方針も適切である。 ○引き続き、県内中小企業も含め幅広く利用できるような運営体制を期待する。 |
| 2 | 施設の効用を最大限に發揮させること。 (50点) | 39.6点 | ○サービス向上や利用促進に向け、開館時間、料金等利用者のリクエストに応じて改善に努める姿勢が認められる。より細やかな対応を期待する。 ○産学官連携の要として、最先端機器の利用サポートや入居企業等へのコーディネート等利用者への総合支援業務のコンセプトと実施内容は適切である。 ○バイオ人材育成に向けた研修計画や広報活動等の取組も評価できる。引き続き効果検証を行い、より利用者のニーズに合わせた研修等の充実とより積極的な広報活動を期待する。 ○事故等防止措置、緊急時の対応、個人情報保護、情報公開についても配慮されている。 ○アンケート等による利用者ニーズの把握は適切である。さらにウェブ等を活用すればより効果が高いと思 |

| | | | |
|---|--|-------|---|
| | | | われる。 |
| 3 | 管理に係る経費の効率化が図られるものであること。 (16点) | 11.5点 | ○収支計画については適切である。 ○引き続き経費節減に努めるとともに、必要な業務に対しては費用対効果も見極めつつ積極的に活用してほしい。 |
| 4 | 管理を安定して行うために必要な人員及び財政的基礎を有しております、又は確保できる見込みがあること。 (34点) | 23.4点 | ○財政基盤等に問題はない。 ○現場の実務に関わる職員等からの要望聞きとりも計画されており、組織及び職員配置について適切な対応となっている。 ○環境配慮等の社会的責任への一層の取組に期待する。 |
| | 総合評価 (100点) | 74.5点 | |

6 指定管理候補者の事業計画の概要

(1) 施設の設置目的に沿ったサービス・事業の内容

○利用者の総合支援

- ・機構のバイオ専門職員により、鳥取大学、研究機関と企業等の連携をコーディネート
- ・最先端の実験分析機器に機器担当職員を配置し、機器使用のサポートの実施
- ・バイオ関連学会、シンポジウム等に積極的に参加して情報収集し、利用者へ情報提供
- ・機構の各種研究資金、知財、販路開拓支援等による研究成果の実用化・事業化支援
- ・動物管理責任者等の専門職員を配置し、入居者への動物飼育に関するサービスの提供
- ・県外参与を配置し、企業訪問による共同研究促進やバイオ関連産業の市場動向把握

○バイオ人材育成

- ・企業等を対象とした染色体工学技術等バイオ関連に関する基礎講座や実技研修
- ・バイオ産業に打って出るためのバイオビジネスの基礎に関する研修
- ・企業等ごとのニーズに即した研修 等

(2) サービス向上策と利用促進に向けた取組

- ・施設利用者へのアンケート等による利用者ニーズに対応したサービス提供
- ・機構内外で実施する接遇研修や専門研修等による職員の資質向上
- ・全国的な学会やシンポジウム等での施設の周知による新たな入居利用者等の開拓
- ・県、市町村、学術研究機関等の広報媒体を活用した施設のPR
- ・インターネット等を活用した機器利用予約管理システム等の活用
- ・機器担当職員による日常の保守管理や利用者の希望に応じた機器使用研修会の開催
- ・遺伝子組み換え実験安全委員会の設置、実験の事前審査による適正な実験管理
- ・安全管理規程に基づいた実験動物の逸走防止等の緊急時の対応整備

(3) 開館時間・休館日

以下のとおり現行どおりの運営とする。

開館時間 9：00から17：00まで

休館日 日曜日、土曜日、国民の祝日、年末年始（12月29日から1月3日まで）

※開館時間外及び休館日の利用について必要と認める場合は事前申請により利用を許可する。

(4) 利用料金等

次期指定管理期間より新たに指定管理施設の範囲に追加する鳥取大学臨床実験施設動物飼育室の利用料金を次のとおり設定する。なお、従前の施設、機器利用料及び減免事項（商工団体、離職者の創業、入居者等）は現行どおりとする。

ア 施設の利用（実験動物の給餌、給水並びにケージの交換、滅菌及び洗浄等）

動物飼育室 1ケージ1日につき90円

イ 機器の利用

実験室 1機器1時間につき 100円

ただし、一部機器については1日1,000円を上限とする。

(5) 経費削減のための取組

- ・5年間の継続期間を前提とした再委託契約における複数年契約
- ・競争入札等による効率的な執行

「年末の総合相談窓口」の結果について

平成26年1月21日
福祉保健課
くらしの安心局住宅政策課
雇用人材総室労働政策室
〃 就業支援室
経済産業総室経営支援室

会社を離職された方、求職中の方、生活に困窮している方、資金繰りでお悩みの中小企業の方などを対象に、行政機関等が業務を停止している年末に総合相談窓口を開設しました。その結果は次のとおりです。

1 日 時 12月27日(金) 10:00~16:00、

28日(土)・29日(日) 8:30~17:15

※27日(金)は、国による「中小企業・小規模事業者のためのワンストップ年末特別相談会」と共同開催。28日(土)・29日(日)の東部地区は、鳥取市との共同開催。

2 場 所 県内4か所(鳥取市役所駅南庁舎、中部、西部総合事務所、鳥取商工会議所(27日(金)のみ))

3 結 果 相談件数は延べ37件。(相談者35人) ※前年度は延べ19件(相談者14人)

<主な相談内容>

- ・新たに事業を起こしたいが、手続きと支援制度を知りたい。
対応: 金融、税務の手続き、各種支援制度について説明した。
- ・現在、失業中。職種は何でも良いのでフルタイムで働きたい。
対応: ミドルシニア仕事ぶらざで年明けに相談を受ける事になった。
- ・2月上旬に再就職手当が入るがそれまでの生活費をなんとかしたい。
対応: 家計全般の検討が必要と判断しパーソナルサポートセンターへ登録していただいた。
- ・離職中で住宅ローンが払えなくなりそうであり、公営住宅を紹介して欲しい。
対応: 公営住宅の入居資格、募集時期の情報を提供した。
- ・運転資金の借入れをしたい。
対応: 県の制度融資の資金を紹介し、手続き等について助言した。
- ・生活保護費を受給しているがカードと通帳を落としてしまい、困っている。
対応: 警察と銀行へ届け出るよう助言するとともに、パーソナルサポートセンターのフードバンク事業により5日分程度の食料を渡した。

【相談内容別相談件数】相談者35人

| 会場 | 職業 | 生活福祉資金等 | 生活保護 | 住宅 | 制度融資 | その他 | 計 | うち、技術人材パソ |
|---------|-----|---------|------|----|------|-----|-----|-----------|
| 鳥取商工会議所 | 0件 | 0件 | 0件 | 0件 | 0件 | 1件 | 1件 | — |
| 鳥取市駅南庁舎 | 7件 | 8件 | 4件 | 4件 | 0件 | 2件 | 25件 | 3件 |
| 中部総合事務所 | 5件 | 0件 | 0件 | 0件 | 0件 | 2件 | 7件 | — |
| 西部総合事務所 | 0件 | 0件 | 0件 | 0件 | 4件 | 0件 | 4件 | — |
| 計 | 12件 | 8件 | 4件 | 4件 | 4件 | 5件 | 37件 | 3件 |

働く人が活躍しやすい職場環境の実現へ向けた要請について

平成26年1月21日
雇用人材総室労働政策室

労働関係法令を遵守するとともに、ワーク・ライフ・バランスを積極的に推進することなどによって、いかなる経済情勢にあっても、若者をはじめとして、働く人が安心して活躍できる環境を整えていくよう、関係団体に対して、県と労働局が共同で要請を行いました。

1 要請先、要請日、要請者

| 要請先 | 要請日 | 要請者 (上段:県、下段:労働局) |
|--------------|--------|-----------------------|
| 鳥取県経営者協会 | 1月 9日 | 平井知事 矢澤労働局長 |
| 鳥取県商工会議所連合会 | | |
| 鳥取県商工会連合会 | | |
| 鳥取県中小企業団体中央会 | 1月 14日 | 小林雇用人材総室長 北代労働基準部長 |
| 鳥取県トラック協会 | | |
| 鳥取県社会保険労務士会 | 1月 15日 | 小林雇用人材総室長 北代労働基準部長 |
| 連合鳥取 | 1月 16日 | 岡村商工労働部長 矢澤労働局長 |

2 要請した内容

- 県 要 請
- { ①働く人が活躍しやすい職場環境の整備
 - ②若者の定着に向けた正規雇用の促進
 - ③女性の積極的な活用と登用の促進
 - ④法定雇用率達成に向けた障がい者雇用の促進
 - ⑤男性及び女性の育児休業取得の促進など仕事と生活の調和
(ワーク・ライフ・バランス) の実現に向けた取組
- 労働局要請
- { ①過重労働による健康障害の防止対策の徹底
 - ②労働時間の適正な把握と賃金不払残業の解消
 - ③労働者に対する健康診断の適正な実施
 - ④労働条件の明示の義務及び意義の周知啓発の実施
 - ⑤「若者応援企業宣言」の取組についての積極的な周知

鳥取県及び岡山県による共同アンテナショップの開設に関する協定の締結について

平成26年1月21日
東京本部
市場開拓課

鳥取県及び岡山県が、共同で首都圏にアンテナショップを設置することについて、「鳥取県及び岡山県による共同アンテナショップの開設に関する協定」を別添のとおり締結しました。その概要及び同ショップの設置に向けた対応の現在までの進捗状況について、次のとおり報告します。

1 建物賃借契約の締結

契約締結日 平成25年12月25日

年間賃料 83,032,488円 (13,838,748円×12か月×1/2)

※月額賃料 6,919,374円 (13,612円/m²×941.35m²×1.08×1/2)

2 協定の締結

(1) 締結日等

平成26年1月16日(木)、倉敷アイビースクエア(岡山県倉敷市)で行われた鳥取・岡山両県知事会議において締結

(2) 内容(資料1, 2参照)

①アンテナショップの設置

ア 東京都港区新橋一丁目11番7号に所在する新橋センターブレイスの1階及び2階の一部分を共同で賃借し、アンテナショップを設置する。

イ 物件の賃借に係る敷金、賃借料及び共益費は、両県が2分の1ずつ負担する。

ウ 物販及び軽飲食店舗の内装・設備工事に要する経費については、両県が2分の1ずつ負担する。ただし、運営事業者にも一定の負担を求める。

②アンテナショップに備える機能

ア 両県の優れた食材・食品その他の特産品を展示・紹介・販売する機能(物販店舗)

イ 両県の地酒や県産食材・食品で作った軽飲食物を提供する機能(軽飲食店舗)

ウ 両県の市町村や事業者、関係団体等が、それぞれの物産の製作実演や試食販売、独自の文化・芸能の公演、観光や移住に関するイベント等を開催する機能(催事スペース)

エ 両県の観光や移住等に関する説明・案内や情報提供、相談対応等を行う機能(観光・移住コーナー)

オ 両県の企業の首都圏における情報収集や受注開拓、販路拡大等、新たなビジネスチャンスの開拓を支援する機能(ビジネスセンター)

③店舗の運営委託

ア 物販店舗及び軽飲食店舗の運営は、運営事業者に委託する。なお、運営事業者は各店舗につき1者とする。

イ 運営事業者からは、毎年、納付金を徴収する。

④鳥取県・岡山県共同アンテナショップ運営協議会の設置

ア 業務

(ア) アンテナショップの設置に係る調整等に関する業務

(イ) アンテナショップ全体の管理に関する業務

(ウ) アンテナショップ内の各施設の調整に関する業務

(エ) 催事スペース、観光・移住コーナー及びビジネスセンターの運営に関する業務

(オ) その他必要な業務

イ 職員・経費

協議会には、両県が必要な職員を配置し、その運営に要する経費は、両県が2分の1ずつ負担する。

3 今後のスケジュール(資料3参照)

鳥取県及び岡山県による共同アンテナショップの開設に関する協定

鳥取県（以下「甲」という。）と岡山県（以下「乙」という。）は、首都圏において共同で建物内のスペースを借り上げ、両県の物産の展示・販売や観光情報等の提供・発信等を行う施設（以下「アンテナショップ」という。）を開設するに当たり、次のとおり協定を締結する。

（アンテナショップの基本機能）

第1条 アンテナショップは、次に掲げる機能を持った施設とする。

- (1) 両県の優れた食材・食品その他の特産品を展示・紹介・販売する機能（物販店舗）
- (2) 両県の地酒や県産食材・食品で作った軽飲食物を提供する機能（軽飲食店舗）
- (3) 両県の市町村や事業者、関係団体等が、それぞれの物産の製作実演や試食販売、独自の文化・芸能の公演、観光や移住に関するイベント等を開催する機能（催事スペース）
- (4) 両県の観光や移住等に関する説明・案内や情報提供、相談対応等を行う機能（観光・移住コーナー）
- (5) 両県の企業の首都圏における情報収集や受注開拓、販路拡大等、新たなビジネスチャンスの開拓を支援する機能（ビジネスセンター）

（アンテナショップの設置）

第2条 甲及び乙は、東京都港区新橋一丁目11番7号に所在する新橋センタープレイスの1階及び2階の別紙図示の部分を共同で賃借し、アンテナショップを設置する。

- 2 アンテナショップを設置する物件の賃借に係る敷金、賃借料及び共益費は、甲及び乙が2分の1ずつ負担することとし、その支払は、原則として、甲及び乙がそれぞれ直接賃貸人に対して行うものとする。
- 3 アンテナショップの設置に係る工事等に要する経費は、次に定めるところにより負担するものとする。
 - (1) 物販店舗及び軽飲食店舗の内装・設備工事に要する経費については、その一部を運営事業者（当該各店舗の運営を委託する者として甲及び乙が選定する民間事業者（各店舗につき1者とし、同一の者であることを妨げない。）をいう。以下同じ。）に負担させ、当該経費の総額から当該運営事業者の負担額を控除した額について、甲及び乙が2分の1ずつ負担する。
 - (2) その他の施設（共用部分を含む。）の内装・設備工事及びアンテナショップの整備基本計画の策定委託に要する経費については、甲及び乙が2分の1ずつ負担する。

（店舗の運営委託）

第3条 物販店舗及び軽飲食店舗の運営は、運営事業者に委託する。

- 2 甲及び乙は、別に定める額を運営事業者に毎年度納付させ、それぞれその2分の1ずつを収入するものとする。

（運営協議会の設置）

第4条 甲及び乙は、アンテナショップの設置及び管理・運営を円滑・適正に行うため、鳥取県・岡山県共同アンテナショップ運営協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

- 2 協議会は、次に掲げる業務を行う。

- (1) アンテナショップの設置に係る調整等に関する業務
- (2) アンテナショップ全体の管理に関する業務
- (3) アンテナショップ内の各施設の調整に関する業務

- (4) アンテナショップ内に設置する催事スペース、観光・移住コーナー及びビジネスセンターの運営に関する業務
 - (5) その他アンテナショップの設置及び管理・運営を円滑・適正に行うため必要とされる業務
- 3 協議会には、甲及び乙が必要な職員を配置し、その運営に要する経費は、原則として、甲及び乙が2分の1ずつ負担する。
- 4 協議会は、別に定めるところにより催事スペースを利用する者及びビジネスセンターを利用する者から利用料を徴収して、甲及び乙に納付するものとする。

(アンテナショップの廃止)

第5条 甲又は乙は、アンテナショップを廃止しようとする場合は、廃止の1年以上前に相手方と協議し、その同意を得なければならない。

2 前項の規定による同意を得た場合においても、アンテナショップをその設置場所の賃借期間の中途で廃止するときは、当該廃止をする側は、当該賃借期間が満了するまでの間の賃借料及び共益費の2分の1に相当する額、賃貸終了後から当該設置場所の明渡しに伴う原状復旧に要する経費の2分の1に相当する額、その他当該廃止に伴って相手方に生じる損失を補償する責任を免れない。

(協議)

第6条 この協定の規定により難い事情が生じたとき又はこの協定の内容について疑義が生じたときは、その都度、甲及び乙が協議して定めるものとする。

この協定の締結を証するため本書2通を作成し、甲及び乙署名の上、各自その1通を保有するものとする。

平成26年1月16日

甲 鳥取県
鳥取県知事 平井伸治

乙 岡山県
岡山県知事 伊原木隆太

資料1

店舗物件の概要

物件名：新橋センタープレイス（1・2階）

所在地：東京都港区新橋一丁目11番7号

面 積：941.35m² (1階354.01m²、2階587.34m²)

賃借料：13,838,748円／月（消費税込み）

契約日：H25.12.25

相手方：東急不動産株式会社（本社：東京都渋谷区）

期 間：H26.4.2～H31.3.31（定期建物賃貸借契約）



【物件外観】



【物件内部の様子】（H25.12.26撮影）

▼1階



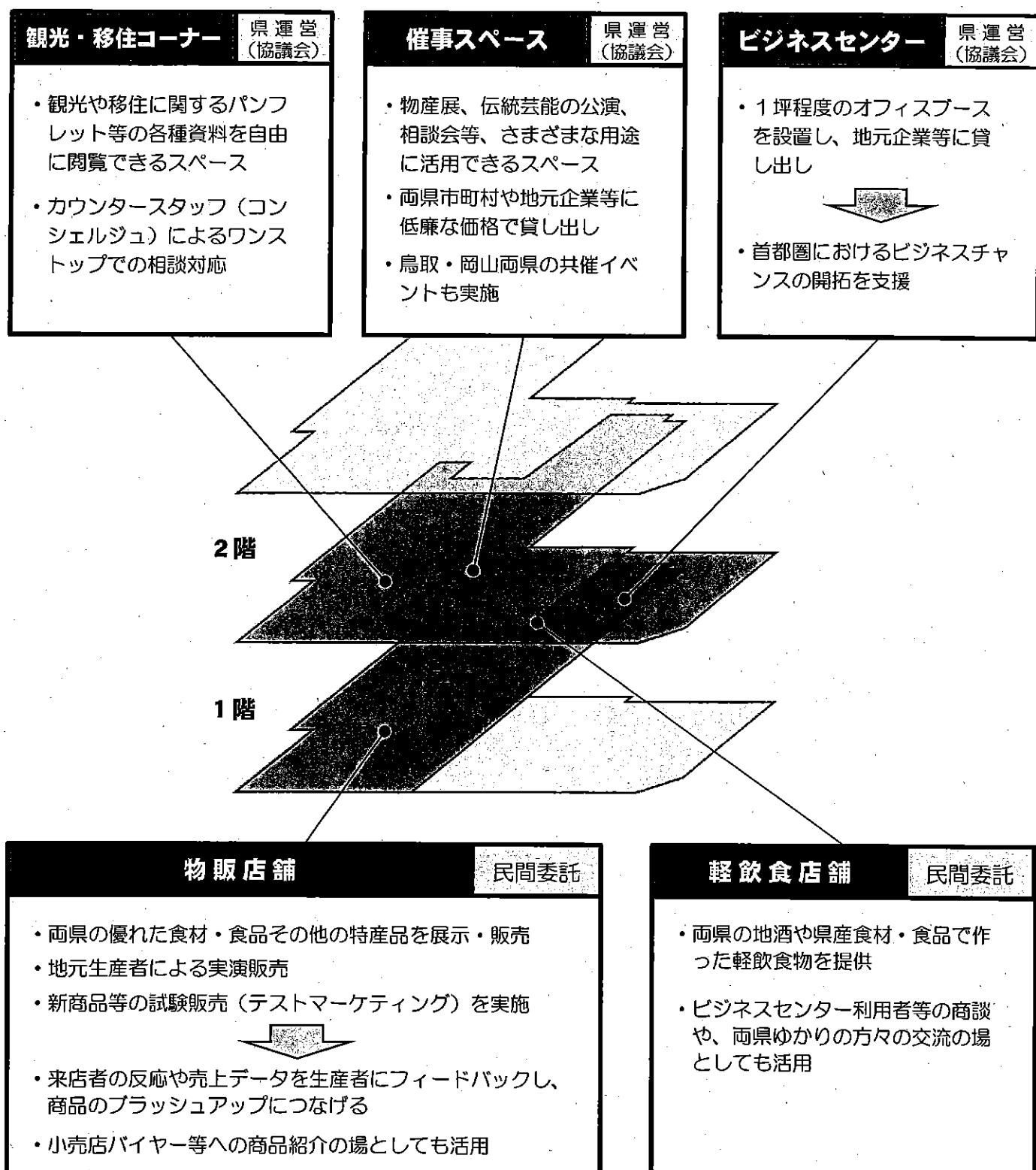
▼2階



資料2

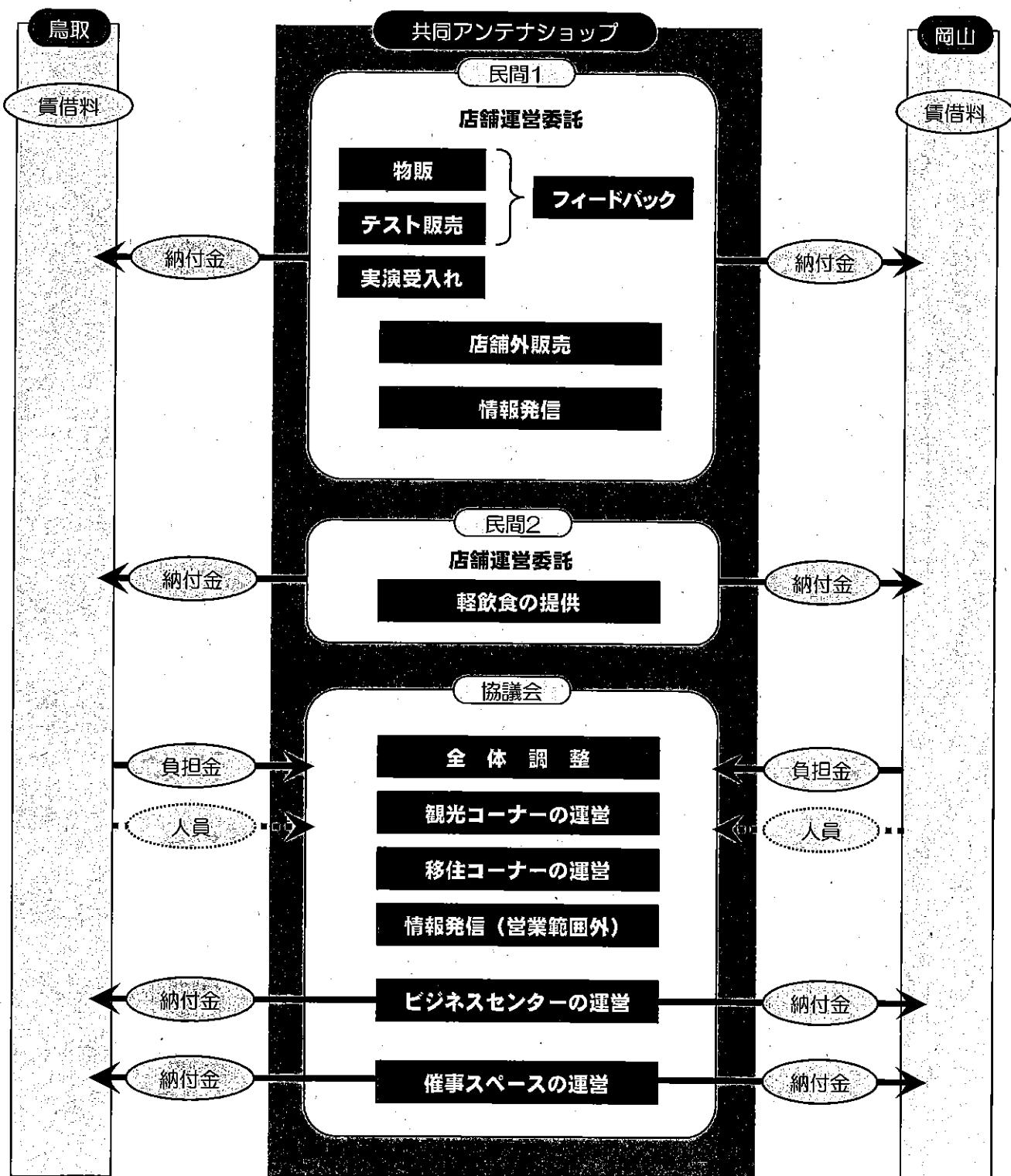
店舗運営のイメージ

物販店舗及び飲食店舗については、民間事業者に運営を委託することとし、その他の機能については鳥取・岡山両県で「アンテナショップ運営協議会」を組織して管理・運営を行う。



物件賃借料については両県が負担する（1県あたり負担額 83,033千円／年）。
ただし、店舗を受託運営する民間事業者や、ビジネスセンター及び催事スペースの利用者から納付金を徴収することにより、両県の実質的な負担の軽減を図る。（納付金額等は、今後経営収支を試算した上で決定）

～機能ごとの役割分担と費用負担のイメージ～



資料3

今後のスケジュール

- 平成26年1月16日に「鳥取県・岡山県による共同アンテナショップの開設に関する協定」を締結し速やかに両県による運営協議会を発足させる。
- 平成25年度中に基本計画を策定し、経営収支シミュレーション、運営コンセプト、基本レイアウト等を決定する。
- 早期オープンを目指し、平成25年度末から速やかに運営事業者を募集するとともに、実施設計及び内装工事に着手する。

